

## 第 34 回赤十字・赤新月国際会議

スイス、ジュネーブ

2024 年 10 月 28 日～31 日

包括的な法的・規制枠組みによる災害リスクガバナンスの強化

決議

## 決議

### 包括的な法的・規制枠組みによる災害リスクガバナンスの強化

第 34 回赤十字・赤新月国際会議（国際会議）は、

気候変動やその他の要因の結果、災害の頻度と強度が増加し、その壊滅的な人道的影響と、脆弱な状況にある人々への不釣り合いな影響に懸念を表明し、女性と女児、子ども、高齢者、先住民族、避難民、移住者、地域社会、障害者、特に脆弱な環境と紛争や暴力の影響を受けた状況で暮らす人々の特定のニーズを考慮し、

災害リスクガバナンスの強化が、仙台防災枠組 2015-2030 で定められた 4 つの行動優先事項の 1 つであること、仙台防災枠組 2015-2030 の中間レビューでは、この優先事項の達成に向けた進捗が様々であることが強調されたこと、2023 年 5 月 18 日の国連総会決議 77/289 は、災害リスクを管理するための包括的な災害リスクガバナンスを強化し、災害リスクを軽減する責任を反映した法的・規制枠組みによって、あらゆるレベルで災害リスクを確実に軽減することを各国に求めており、このことは「レジリエンスのためのバリ・アジェンダ」でも繰り返し強調されていることを想起し、

国際会議が、災害リスク管理（DRM）のための法的・規制枠組みの強化に関する継続的な対話のための主要な国際フォーラムの一つとして重要かつ継続的な役割を担っていること、また、第 33 回国際会議（2019 年）の決議 7 を含む国際会議の過去の決議で確立されたように、国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）及び各国赤十字・赤新月社に対し、国から付与された、人道分野における公的機関の補助機関として、すべての人々、特に脆弱な状況にある人々の適切な保護と包摶を確保する DRM に関する法的・規制枠組みの開発と実施を支援するマンデートがあることを想起し、

包括的な法的・規制枠組みを通じて災害リスクガバナンスと災害リスク管理（DRM）を強化する上での政府の主要な役割を強調し、

第 20 回国際会議（1965 年）の決議 18 で述べられ、第 30 回国際会議（2007 年）の決議 4 で再確認されたように、救援活動は国際社会の連帯の表現であり、救援の拡大は世界の人々の友好関係を強化し、ひいては世界平和の強化に貢献することを再確認し、人道支援は、1991 年 12 月 19 日の国連総会決議 46/182、2003 年 12 月 17 日の決議 58/114 及び 2023 年 12 月 8 日の決議 78/120 に述べられているように、人道、公平、中立、及び独立の原則に一貫して提供されるべきであることを加えて再確認し、

国連総会が、2017年12月11日の決議72/132及び2023年12月8日の決議78/120などにおいて、IFRCが策定した「国際的な災害救援及び初期復興支援の国内における円滑化及び規制のためのガイドライン（IDRLガイドライン）」と国際赤十字・赤新月運動が各国に提供する技術支援を適宜活用し、各国が国際災害支援のための規制枠組みを強化することの重要性を繰り返し強調してきたことを想起し、

2021年12月9日の国際連合総会決議76/119を想起し、災害時における人々の保護に関する国際法委員会の条文草案を検討し、また、第6委員会の討議において表明された見解及び意見に照らして、総会又は条文草案に基づく全権委員による国際会議による条約の作成に関する委員会の勧告、又は条文草案に関するその他の潜在的な行動方針をさらに検討するため、第6委員会の作業部会が設置されたことを想起し、

国際会議は、早くも1973年には、環境の悪化とそれが人類に及ぼす悪影響について懸念を表明し、第33回国際会議の決議7により、気候変動への適応のための国内の法的・政策的枠組みに関する対話に国際会議が貢献したことを歓迎し、

気候変動に対する適応能力の強化、レジリエンスの強化、脆弱性の削減というパリ協定の適応に関する世界目標、ならびに締約国の緩和努力、特に気温目標の達成、持続可能な開発目標の達成において、法的・規制枠組みと災害リスク削減が重要な役割を果たすことを想起し、

また、パンデミックと感染症への取り組みに関する第33回国際会議（2019年）の決議3と、仙台防災枠組2015-2030の保健の側面の実施のためのバンコク原則を想起し、各国のDRMの枠組みと緊急事態や保健のためのDRMに関連する枠組みとの間の一貫性の重要性を強調し、各国の法的・規制枠組みは、国際保健規則（2005年）に基づく各国の義務に沿ったものであるべきであることを強調し、

第33回国際会議以降、多くの国が、特に各国赤十字・赤新月社からの助言と支援を得ながら、法的・規制枠組みの強化に取り組んできたことを歓迎し、

## 災害への備え

1. 災害リスク、脆弱性、特に脆弱な状況にある人々への影響を軽減するため、災害に対する備えを開発・改善し、あらゆる種類の災害リスクを管理するための包括的な法的・規制枠組みを整備することを各国政府に奨励します。

2. 新しい「災害リスクガバナンスガイドライン：包括的な災害リスク管理のための法律、政策、計画の強化」は、法的拘束力はないものの、関連する場合、あらゆる種類の災害に対する法的・規制枠組みを強化するための重要な勧告であり、ベンチマークツールであることを認識し、該当する場合、各国政府が自国の法的・規制枠組みを見直し、災害に対する備えを改善する方法を決定するためにガイドラインを利用することを各国政府に奨励します。

3. また、災害リスクやその管理能力は、国や地域によって、また地域内でも大きく異なることも認識します。

4. 資金援助、技術支援、能力開発、知識、経験、優良事例、センシティブではないデータや情報、ツール、メカニズム、技術の自発的な共有、特に開発途上国への相互合意による提供など、本決議の実施を支援するための二国間、準地域間、地域間、国際的な協力を呼びかけます。

#### DRM のための制度的取り決め

5. 各国政府に、IFRC 及び各国赤十字・新月社とともに、防災、減災、災害への備え、災害対応、災害復旧など、あらゆる災害に関連する DRM のための制度的取り決めを強化し、自国の状況に応じて、関連する法律や規制の枠組みを検討することを奨励します。

- a. DRM に関するすべての政府機関、組織、その他の関係者の役割と責任を明確にし、DRM 活動の実施に必要な資金調達メカニズムを確立すること。
- b. 生物学的、環境的、地質学的、水文気象学的、技術的ハザードによる災害を含む、自然及び人為的ハザードによる災害を管理し、関連するリスクを管理する DRM 当局等のそれぞれの任務に関する一貫性を確保すること。
- c. DRM に対するマルチハザード、政府全体、社会全体のアプローチを促進し、あらゆるレベル、さまざまな側面において、すべての関連する政府機関、組織、民間セクター、地域のアクター間の包括的な調整メカニズムを確立し、さまざまな年齢、障害、背景を持つ、女性、男性、少女、少年、特に脆弱な状況にある人々や災害の影響を不当に受けるリスクのある人々の有意義な参加と包摂を可能にすること。
- d. 関連する法的・規制枠組みの強化を推進するための、省庁間委員会または国内委員会、

あるいはその他の常設機関や適切な調整メカニズムを設置すること。

- e. 必要に応じて、各国赤十字・赤月社の補助的役割を認識し、その役割と責任を明確に説明し、関連する調整メカニズムやコミュニケーション・チャンネルに彼らを含めることによって、同社との恒常的な対話を維持し、同社が基本原則に沿った人道支援活動を効果的に実施できるよう、便宜を供与すること。
- f. 物理的な側面だけでなく、メンタルヘルスや心理社会的支援にも焦点を当てた訓練、シミュレーション演習、教育など、DRMに関する政府機関、組織、その他のアクターの知識と能力を強化するための実践的な手段や、そのような活動を調整・監督するための資金調達メカニズムを提供すること。

#### DRM への革新的なアプローチ

- 6. 各国政府に対し、災害リスクと、特に脆弱な状況にある人々に対する災害の人道的影響を予防・軽減するため、関連する法的・規制枠組みを強化すること、また、その状況に応じて、災害リスクと人道的影響の有無を検討することを奨励します。
- a. 新しい技術やイノベーションを活用し、最も支援が届きにくい地域にも対応できる予測的かつ早期行動を可能にする、人々を中心としたマルチハザードの早期警報システムを導入すること。
- b. DRM、気候レジリエンス、土地利用計画、建設、環境、天然資源管理に関する法律や規制の枠組みに、災害リスク軽減策やバリ・アジェンダ・フォー・レジリエンスで定められた「Think Resilience（レジリエンスについて考える）」アプローチを主流化すること。
- c. 災害リスクの要因に対処し、レジリエンス構築における人道支援セクターと開発セクターの補完性を促進すること。
- d. 災害による避難民のリスクを軽減し、避難民を支援し、解決策を見出すための支援を行うための条項を含めること。
- e. 被災者にメンタルヘルスと心理社会的支援を提供するための方策を提供すること。
- f. 仙台防災枠組 2015-2030 の優先課題 4 に沿った、災害に対する事前復興準備と効果的

な国内復興システムに備えること。

### 国際災害援助の法的枠組み

7. 2007 年の第 30 回国際会議の決議 4 で採択された IDRL ガイドラインの継続的な妥当性を強調し、国際災害支援のための法的・規制枠組みの開発・強化、人道アクセスの改善のためのツールとして活用し、この点において各国赤十字・赤新月社と協力することを各政府に奨励します。

8. 各国政府に対し、国連総会または全権大使による国際会議において、条文草案または条文草案に関するその他の潜在的な行動指針に基づき、条約が作成される見通しについて現在行われている議論の過程において、また第 6 委員会の討議において表明された見解及びコメントに照らして、ならびに地域災害協力メカニズムの開発及び強化において、IDRL ガイドラインの内容を検討することを奨励します。

### 支援と研究の拡大

9. 各国赤十字・赤新月社が、人道分野における公的機関の補助機関として、DRM に関する法的・規制枠組みの強化における公的機関への調査、助言、支援において大きく貢献していることを歓迎します。

10. 災害リスクの軽減と管理、脆弱な状況にある人々や災害の影響を受けた人々のニーズと生活の改善における貴重なネットワーク全体の人道的経験と法的専門知識を組み合わせた 20 年以上の実践に基づいて、災害法の分野における IFRC 及び各国赤十字・赤新月社のユニークな付加価値を認識します。

11. IFRC に対し、本決議で言及された該当分野に関して、各国赤十字社・赤新月社及び関連する地域・政府間組織に対し、調査・勧告の作成、技術支援、能力開発・訓練、ツール・モデル・ガイドラインの開発、アドボカシー活動、経験・技術・優良事例の共有促進などを通じて、災害法の分野における支援を継続するよう要請します。

12. また、IFRC に対し、各国赤十字・赤新月社と協議の上、本決議の実施に関する進捗報告書を第 35 回国際会議に提出するよう要請します。